

2 (6) 裁判員等選任手續

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

(2(6) 裁判員等選任手続)

考えられる方策

- ① 裁判所は、裁判員等選任手続の期日に裁判員候補者を呼び出す場合において、一定の要件を満たすときは、他の裁判所の構内その他のビデオリンク方式により手続をするのに適当と認める場所に出頭させることができるものとする。
 - ② 検察官及び弁護人について
 - 【A案】 検察官及び弁護人は、裁判員等選任手続期日への出席について、裁判所の許可を得て、ビデオリンク方式によりすることができるものとし、この場合においては、裁判所は、ビデオリンク方式により手続をするのに適当と認める場所を所在場所として指定することができるものとする。
 - 【B案】 措置を講じない。
 - ③ 裁判所は、裁判員等選任手続に被告人を出席させる場合において、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式により手続をするのに適当と認める場所に所在させ、ビデオリンク方式により出席させることができるものとする。
- * 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を指す。

【検討課題】

1 裁判員候補者（①関係）

- 必要性・相当性
 - ・ 裁判員候補者について、他の裁判所等に出頭させてビデオリンク方式により手続をすることができるものとするのに必要性、相当性はあるか。
- 実施要件の在り方
 - ・ 選任手続をする裁判所に出頭させて手続をする場合とビデオリンク方式により手続をする場合との間の差異により、どのような法的利益がどの程度損なわれるか。
 - ・ どのような要件を設けるか。
- 出頭場所に関する規律の要否
 - ・ 出頭場所に関する要件を設けるか。要件を設けるとして、どのような場所が相当か。

- 裁判員候補者の意向との関係
 - ・ 裁判員候補者がビデオリンク方式によることの意向を有しない場合であっても、裁判所がこれによることを命じることができるものとするか。

2 検察官・弁護人（②関係）

- 必要性・相当性
 - ・ 検察官及び弁護人の裁判員等選任手続への出席について、ビデオリンク方式によりすることができるものとするに必要性、相当性はあるか。
- 許可の要件の在り方
 - ・ 物理的に出席する場合とビデオリンク方式により出席する場合との間の差異により、どのような法的利益がどの程度損なわれるか。
 - ・ 裁判所の許可についてどのような要件を設けるか。
- 所在場所に関する規律の要否
 - ・ 所在場所に関する要件を設けるか。要件を設けるとして、どのような場所が相当か。
- 検察官・弁護人の意向との関係
 - ・ 検察官及び弁護人がビデオリンク方式によることの意向を有しない場合であっても、裁判所がこれによることを命じることができるものとするか。

3 被告人（③関係）

- 必要性・相当性
 - ・ 被告人を裁判員等選任手続に出席させる場合において、ビデオリンク方式により手続をするのに適当と認める場所に所在させ、ビデオリンク方式により出席させることができるものとするに必要性、相当性はあるか。
- 実施要件の在り方
 - ・ 物理的に出席させる場合とビデオリンク方式により出席させる場合との間の差異により、どのような法的利益がどの程度損なわれるか。
 - ・ どのような要件を設けるか。
- 所在場所に関する規律の要否
 - ・ 所在場所に関する要件を設けるか。要件を設けるとして、どのような場所が相当か。
- 被告人の意向との関係
 - ・ 被告人がビデオリンク方式によることの意向を有しない場合であって

も，裁判所がこれによることを命じることができるものとするか。

4 その他

【関連条文】

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）

第二十七条 裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続（以下「裁判員等選任手続」という。）を行う期日を定めて、前条第三項の規定により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならない。ただし、裁判員等選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日までの間（以下「職務従事予定期間」という。）において次の各号に掲げるいずれかの事由があると認められる裁判員候補者については、この限りでない。

- 一 第十三条に規定する者に該当しないこと。
 - 二 第十四条の規定により裁判員となることができない者であること。
 - 三 第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当すること。
 - 四 第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあった裁判員候補者について同条各号に掲げる者に該当すること。
- 2 前項の呼出しは、呼出状の送達によってする。
- 3 呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに応じないときは過料に処せられることがある旨その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。
- 4 裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、最高裁判所規則で定める猶予期間を置かなければならない。
- 5 裁判所は、第一項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務従事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至った裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならない。
- 6 裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。

第二十九条 呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。

- 2 裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。
- 3 地方裁判所は、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者については、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。ただし、第三十四条第七項の規定による不選任の決定があった裁判員候補者については、この限りでない。

第三十二条 裁判員等選任手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護士が出席して行うものとする。

- 2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告人を出席させることができる。

第三十三条 裁判員等選任手続は、公開しない。

- 2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。
- 3 裁判員等選任手続は、第三十四条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前において行われないようにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。
- 4 裁判所は、裁判員等選任手続の続行のため、新たな期日を定めることができる。この場合

において、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者に対し当該新たな期日を通知したときは、呼出状の送達があった場合と同一の効力を有する。

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない。

第一百十二条 次の各号のいずれかに当たる場合には、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九条第一項（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

二 呼出しを受けた選任予定裁判員が、第九十七条第五項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

三 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第三十九条第二項の宣誓を拒んだとき。

四 裁判員又は補充裁判員が、第五十二条の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

五 裁判員が、第六十三条第一項（第七十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。